

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

佐賀県公安委員会規則第8号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則（平成15年佐賀県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務	略		道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務	略	
	第49条の5	略		第49条の5	略
	<u>第51条の2 第1項</u>	<u>車輪止め装置取付け区間の指定</u>			
	第51条の10	略		第51条の10	略
略			略		
略			略		

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。